

船舶事故調査報告書

平成24年8月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷	
発生日時	平成23年8月7日（日） 13時20分ごろ	
発生場所	不明（広島県廿日市市巖島（宮島）東方沖）	
事故調査の経過	平成23年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	
	水上オートバイ ミルク号、5トン未満 273-10329広島、個人所有 2.64m(Lr)×1.01m×0.40m、FRP ガソリン機関、73kW、平成11年6月 船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年6月13日 免許証交付日 平成19年5月24日 （平成24年7月15日まで有効） 被引浮体搭乗者A 男性 35歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年10月16日 免許証交付日 平成21年10月16日 （平成26年10月15日まで有効） 被引浮体搭乗者B 男性 18歳	
死傷者等	軽傷 2人（被引浮体搭乗者A及び被引浮体搭乗者B）	
損傷	なし	
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人の被引浮体搭乗者A（以下「搭乗者A」という。）及び被引浮体搭乗者B（以下「搭乗者B」という。）ほか3人が乗った被引浮体（以下「バナナボート」という。）をえい航しながら遊走中、平成23年8月7日13時20分ごろ、巖島（宮島）の東方沖において、搭乗者A及び搭乗者Bが、バナナボートから落水して負傷した。 負傷した2人は、本船に同乗して廿日市市地御前漁港に向かい、救急車で病院に急送されて治療を受けた。搭乗者Aは、全治1週間の通院加療を要する下顎裂傷を、搭乗者Bは、後頭部に擦り傷をそれぞれ負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1～2 海象：海上 平穏	
その他の事項	搭乗者Aは、本船の所有者であった。	
分析	乗組員等の関与	不明
	船体・機関等の関与	不明

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>本船は厳島（宮島）の東方沖でバナナボートをえい航中、バナナボートに乗っていた搭乗者A及び搭乗者Bが落水して負傷したものと考えられる。</p> <p>本船のバナナボートのえい航模様、バナナボートの状況、救命胴衣の着用状態、落水した状況などについては、船長等の事故関係者の協力が得られなかったため、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が厳島（宮島）の東方沖でバナナボートをえい航中、バナナボートに乗っていた搭乗者A及び搭乗者Bが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	